

機械器具 1 1 放射線障害防護用器具

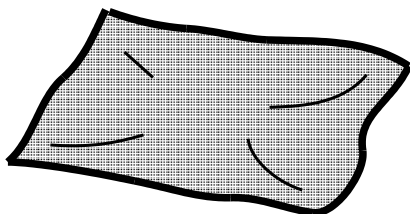
一般医療機器 放射線防護用掛布 JMDN コード : 38357000

スマートライト (含鉛) 防護掛布

[形状・構造及び原理等]

X線防護材料を保護材で覆う構造となっており部位に応じ装着できる形状にしたもの。

<形状>



<構造>

構造は下記表 1、表 2 に記載した通りである。

表 1

種類	型式	サイズ
掛布	SGB	任意

本製品に該当する製品の製品名、型式、製造番号、鉛当量、サイズ等については、製品及び包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

<防護材の組成>

塩化ビニル樹脂に鉛を混和したもの。

<保護材の組成>

ポリウレタン樹脂又はポリ塩化ビニル樹脂。

<ポリ塩化ビニルの可塑剤>

フタル酸ジアルキル。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル。

<性能>

JIS Z 4501 で規定される X 線管電圧 100 kV での試験において、「表 2」に記載された値以上の鉛当量を有する。

表 2

単位:mmPb

種類	全面
SGB	0.25, 0.35, 0.5

[使用目的、効能又は効果]

<使用目的>

診断や治療のための医科/歯科処置における不必要な放射線被曝から患者、術者、又は他の人員の体の特定部分を保護するために使用する個人用の保護装置をいう。

<効果>

JIS Z 4501 「X線防護用品類の鉛当量試験方法」で規定されている X 線管電圧 100 kV での試験において表示の鉛当量以上の遮蔽効果を有する。

[使用方法等]

- ①管電圧 150 kV 以下の X 線で診療を行う場合に散乱線 (迷 X 線) からの被曝量を低減させることを目的としており、一次放射線 (直接線) などの放射線被曝の保護には使用しないこと。
- ② X 線防護材料に損傷、またはその恐れのある場合は使用しないこと。
- ③ 折り曲げ等が繰り返されると、X 線防護材料の遮へい効果を損ずる原因となるので注意すること。
- ④ 外観に傷、変形等が見付かったときは使用しないこと。
- ⑤ 廃棄する場合は、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処理業者に廃棄を依頼のこと。
- ⑥ 消毒は、消毒用アルコールで清拭すること。ガス滅菌、蒸気滅菌、煮沸、クレゾール等は、変質や早期劣化のおそれがあり、使用しないこと。

[保管方法及び有効期間等]

<保管方法>

- ① 折りたたまないで保管すること。
- ② 直射日光が当たる場所や暖房器具等高温環境下での保管はしないこと。
- ③ 多湿もしくは結露する場所では保管しないこと。

<有効期間>

X 線防護材料に損傷をきたすまで。

[保守・点検に係る事項]

<使用者による保守点検事項 (日常点検) >

- ① 日常の始業、終業時に目視、触覚等により点検を必ず行うこと。
X 線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止して X 線透視又は透過写真撮影により検査を行うこと。
- ② 半年に 1 回以上の X 線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

[製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等]

■製造販売業者 株式会社 保科製作所

住 所 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-16-13

電話番号 03-3814-8765

■製造業者 株式会社 保科製作所

住 所 〒300-1216 茨城県牛久市神谷 6-38-14

電話番号 029-874-3382